

新型コロナウイルスワクチン予防接種住所地外接種届について

初回接種(1・2回目接種)時に届け出を行っている場合でも、初回以降の接種を受ける場合は再度届け出が必要になります。

1、やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種できないことが考えられる者

届出必要	①	出産のために里帰りしている妊産婦
	②	単身赴任者
	③	遠隔地へ下宿している学生
	④	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
	⑤	その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している者
	⑥	その他市町村長が真に必要と認める場合
届出省略 (予約時および特設受付で口頭申請にて受付)	⑦	入院・入所者
	⑧	通所による介護サービス等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
	⑨	基礎疾患を持つ者がかかりつけ医の下で接種する場合
	⑩	コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医のもとで接種をする場合
	⑪	副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
	⑫	市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
	⑬	災害による被害にあった者
	⑭	勾留又は留置されている者、受刑者
	⑮	国または都道府県等が設置する大規模接種会場等で接種を受ける場合(会場ごとの対象地域に居住している者に限る)
	⑯	職域接種を受ける場合
	⑰	船員が寄港地等で接種を受ける場合
	⑱	複数市町村が連携して広域で接種体制を構築する場合
	⑲	市町村が他市町村の住民の接種の受け入れを可能と判断する場合
	⑳	住所地外接種者であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者

2、申請方法

上記①～⑥に該当する方は、様式4-4-1住所地外接種届を記入の上、申請してください。

【窓口申請の場合】

北秋田市保健センターまたは、各窓口センターで必要書類を提出してください。

受付日時：平日8：30-17：00（土日祝日除く）

【郵送申請の場合】

北秋田市医療健康課まで必要書類を送付してください。

〒018-3315 北秋田市宮前町9-69 北秋田市医療健康課 あて

【問い合わせ先】

北秋田市医療健康課 TEL 0186-62-6666

【必要書類】

- ・住所地外接種届（様式4-4-1）
- ・住所地从郵送された接種券の写し

※様式は厚労省ホームページや市ホームページからダウンロードできます。

3、ワクチン接種予約方法

申請後、医療健康課から住所地外接種届出済証が届きましたら、北秋田市ワクチン予約センター（集団接種）または、個別医療機関へご予約をお願いします。

なお、市外の方が接種できない医療機関もありますので、チラシをご確認ください。